

市長の行為に対して政治倫理基準に違反するとして調査請求がされた事例

下記の事例は、審査結果が市公式ホームページ(令和4年7月15日)および広報とみおか(令和4年8月号)で公表されたものである。

	調査請求日	報告年月日	都道府県	自治体名	調査請求の内容	審査結果概要
1	令和4年5月23日	令和4年7月12日	群馬県	富岡市	放課後児童クラブ施設整備補助金4,299万円を学校法人榎本学園に交付する事を予算計上したことは、富岡市長等政治倫理条例に明らかに抵触するとの疑念を市民に抱かせる行為であり、市政に対する市民の信頼を著しく損なうと考えます。	富岡市長等政治倫理条例に抵触しない。 ・放課後児童クラブ施設整備補助金は、子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱に基づいて交付するものであり、市長として有利な取り計らいをする余地は無い。 ・当該補助金の交付は、法令等の規制があるため当事者が自由に内容を定めることができない取引契約であるから、総務省通知により地方自治法第142条で禁止されている請負に当たるものではないと解される。条例第3条第1項第4号に規定する契約は、市と営利的な関係に当たる契約を列記しており、当該補助金交付はそれに当たらないと解される。条例第15条第1項の市長等、その配偶者及び1親等の親族が辞退すべき契約にも当たらないと解される。 ・学校法人榎本学園の理事長は、市長の配偶者であるが、上記理由から、同法人に補助金を交付することは、正当であると解されることから、当該補助金4,299万円を予算計上したことは、条例に抵触しないと考える。

※ 群馬県 富岡市 人口 46,427人(R5 1/1) 榎本 義法 市長(現在二期目)
学校法人榎本学園の理事長である榎本 美佳氏は、榎本市長の配偶者にあたる。

※ 富岡市長等政治倫理条例

- 第3条第1項第1号 市民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- 第3条第1項第3号 市が行う許可、認可等の行政処分又は補助金等の交付の決定に関し、特定の企業、団体等又は個人のために有利な取り計らいをしないこと。
- 第3条第1項第4号 市及び地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という)第221条第3項に規定する法人が行う工事等(下請工事を含む)の請負契約、業務委託契約、物品納入契約その他の契約及び指定管理者(法244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定に関して特定の業者等を推薦し、又は紹介するなど有利な取り計らいをしないこと
- 第15条第1項 市長等、その配偶者及び1親等の親族が役員をしている企業、団体等並びに市長等が実質的に経営に携わっている企業、団体等は、第3条第1項第4号に規定する契約及び指定管理者の指定を辞退し、市長に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならない。ただし、市が資本金その他これに準ずる出資をしている法人その他の団体を除く。